(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度	
計画主体	兵庫県 三木市	

三木市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 三木市 産業振興部 農業振興課 所 在 地 : 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

電 話 番 号 : (0794) 82-2000 F A X 番 号 : (0794) 82-9613 メールアドレス : nogyo@city.miki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ・ヌートリア・イノシシ・シカ (ニホンジカ) ・ハクビシン・アナグマ		
計画期間	令和 5 年度 ~ 令和 7 年度		
対象地域	兵庫県 三木市全域		

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 3 年度)

鳥獣の種類	被害の現状				
局部の性規	品目	被害数值			
	水稲	530.3a			
112.3.		7,008千円			
イノシシ	果樹				
	野菜				
2.4	→ ¥100	6 a			
シカ	水稲	102千円			
マニノバフ	果樹	中沙宝玉口			
アライグマ	野菜	実被害あり			
7 1117	果樹	中地宝玉口			
ヌートリア	野菜	実被害あり			
ハクビシン	果樹	中地中七八			
アナグマ	野菜	実被害あり			

※イノシシ及びシカの被害数値は、農業共済の「水稲」被害申告額であり、多品目を含めた実際の被害量はさらに大きいと推察される。

(2)被害の傾向

Oアライグマ

平成 12 年ごろに初めて生息が確認され、その後は急速に生息範囲が広がり、 現在は市街地を含めた市全域にも生息範囲を広げている。ブドウやイチゴ、ス イカ、トウモロコシ等の農作物被害のほか、家屋を汚す等の生活被害を及ぼし ている。

Oヌートリア

昭和50年代から各地の溜池や河川周辺で生息が確認されていたが、その後、生息域が急速に広がり、農業被害も増加している。

Oイノシシ

従来は主に国有林やゴルフ場周辺で水稲被害が生じていたが、近年急激に被害範囲が拡大し市内全域に広がっている。冬季には水路や農道法面など農業用施設への被害も生じており、道路や生活圏に出没して交通事故や人身被害も発生している。

Oニホンジカ

平成25年ごろに初めて生息が確認され、県鳥獣害アンケートにおいても吉川 地域の集落を中心に分布が確認されている。現時点で、目立った被害は報告さ れていないが、神戸市や三田市など近隣市町で被害や生息域の拡大が指摘され ており、今後は市内においても被害が拡大することが懸念される。

〇ハクビシン

農作物被害の対策として設置する捕獲用箱罠にかかることがある。県鳥獣害アンケートにおいても市内各地で分布が確認されており、被害認識が大きい集落も散見される。

Oアナグマ

在来種であり、一定数生息していると推察される。アライグマ等の外来生物と同様に、農作物に被害を与える事例が確認されており、対処が必要となっている。

(3)被害の軽減目標

現状値及び目標値は、農業共済被害の申告状況等を基にした被害面積・被害額のほか、県森林動物研究センターが毎年実施している鳥獣害アンケートにおいて、全農会(118組織)のうち、被害が「深刻」「大きい」「軽微」と回答した農会の割合を示す。

指標	現状値(令和:	3 年度)	目標値(令和	1 7 年度)
	被害面積 5	30.3a	被害面積	370a
イノシシ	被害額 7,	008千円	被害額	4,900千円
	鳥獣害アンケート 5	7.6%	鳥獣害アンケート	30%
	被害面積 6	а	被害面積	3 а
シカ	被 害 額 1	0 2 千円	被害額	50千円
	鳥獣害アンケート	1. 7%	鳥獣害アンケート	0 %
アライグマ	47.5	%	25.	0 %
ヌートリア	24.6	%	1 0) %
ハクビシン	7.6%		0 %	
アナグマ	_		_	_

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	アライグマ、ヌートリアについて	・捕獲従事者の減少や高齢化等で、
に関す	は、外来生物法に基づき、「三木	捕獲活動が限られており、後継者の
る取組	市アライグマ防除実施計画」を平	育成や新たな人材の確保が急務で
	成 18 年度より策定し、猟友会を	ある。
	中心とした捕獲体制により捕獲	
	活動を実施している。箱罠につい	・箱罠の貸出し数も被害範囲の拡大
	ては市が購入し、市内全域に設置	に伴い増加しており、さらに整備が
	している。	必要である。
	イノシシ、ニホンジカについても	
	市が捕獲檻や括り罠を購入し、猟	
	友会に支給を行い、捕獲活動を行	
	っている。	
	令和4年度からは鳥獣被害防止	
	総合対策事業(緊急捕獲推進事	
	業)に新たに実施し、捕獲報奨金	
	を充実させることにより有害駆	
	除活動の一層の強化に取り組ん	
	でいる。	
防護柵	被害を防止するために集落ぐる	・電気柵、金網柵の整備は着実に進
		んでいるものの、イノシシによる被
		害は増加しており、更なる整備が急
する取		がれる。
組	る。	
		・金網柵の必要性を感じても設置や
		管理に必要な人員を集落で確保で
		きず、整備に至らない状況がある。
	進している。	
		・電気柵等の普及に伴い、餌場を追
		われた有害鳥獣が市街地へ活動範
		囲を拡大している。

(5) 今後の取組方針

農業者の知識、技術の向上のための講習会の開催、研修等への参加啓発を行う。

また、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を編制し、捕獲体制の強化と、捕獲機材(檻・罠)の増設による捕獲数の増加を図る。

併せて、アライグマやヌートリア、イノシシ、ニホンジカ等の侵入と被害抑制を図るため、市民に対し侵入防止柵の整備並びに野生動物共生林整備への理解と協力を求め、より効果の高い防除対策を推進する。

三木市森林整備計画においてシカを対象とした区域設定をしており、侵入防止柵の設置やわな捕獲を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

- ・アライグマ、ヌートリアについては、市農林関係部局職員で編制した鳥獣被害対策実施隊及び猟友会三木支部及び猟友会吉川支部の会員を中心に、各地区捕獲協力員の協力を得ながら捕獲にあたる。
- ・イノシシ、ニホンジカについては、アライグマ同様に捕獲協力員からの情報 提供により猟友会三木支部及び猟友会吉川支部の会員が捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	アライグマ ヌートリア イノシシ ニホンジカ ハクビシン アナグマ	・アライグマ、ヌートリア等の捕獲用箱罠を 200 基、イノシシ捕獲用檻を 10 基、括り罠 200 基を購入する。 ・担い手育成の為、各地区の農会長及び捕獲協力 員に対して罠等の講習会を行い、狩猟免許取得に 向けての啓発と支援を行う。

	アライグマ ヌートリア イノシシ	・アライグマ、ヌートリア等の捕獲用箱罠を 200 基、イノシシ捕獲用檻を 10 基、括り罠 200 基を購 入する。
令和6年度	ニホンジカ ハクビシン アナグマ	・担い手育成の為、各地区の農会長及び捕獲協力 員に対して罠等の講習会を行い、狩猟免許取得に 向けての啓発と支援を行う。
令和7年度	アライグマ ヌートリア イノシシ	・アライグマ、ヌートリア等の捕獲用箱罠を 200 基、イノシシ捕獲用檻を 10 基、括り罠 200 基を購 入する。
7741/牛皮	ニホンジカ ハクビシン アナグマ	・担い手育成の為、各地区の農会長及び捕獲協力 員に対して罠等の講習会を行い、狩猟免許取得に 向けての啓発と支援を行う。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の主な獣種の捕獲数は、以下の通りである。(単位:頭)

	令和3年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
アライグマ	1,877	1,788	1,441	1,483	1,292
ヌートリア	213	234	245	212	238
イノシシ	1,058	1,056	801	908	624

- ※アライグマ及びヌートリアは、外来生物法に基づく捕獲数。
- ※イノシシは、狩猟期間を除く有害駆除活動による捕獲数。

アライグマの捕獲頭数は令和3年度に過去最多の1,877頭となり、過去の推移を見ても増加傾向が続いている。市内各地での農業被害も減少する兆しは見受けられず、引き続き、捕獲体制の強化及びわな設置数の増加に取り組み、生息数の減少を図るため実績より多い年間2,000頭を目指して、最大限の捕獲に取り組む。

ヌートリアは令和3年度に213頭の捕獲実績があり、過去の推移ではほぼ横ばいの捕獲数で推移している。農業被害を着実に減少させるため、実績を上回る300頭の捕獲を目指す。

イノシシについては、令和3年度は有害駆除活動(狩猟期間を除く)で1,058 頭を捕獲しており、過去の推移からも顕著な増加の傾向がうかがえる。

計画策定時点(令和4年度)では、有害駆除活動に関わる狩猟者から、生息数が減少している可能性も指摘されており、CSF(豚熱)による個体数の減少なども推察されるが明確な要因は不明である。

引き続き捕獲活動の強化を続けることで、地域における生息数の減少に一層取り組み、農作物被害を防ぐため、実績より多い年間 1,300 頭を目指して、最大限の捕獲に取り組む。

ニホンジカについては、有害捕獲数の実績は少数にとどまっているが、狩猟による捕獲数を含めると、一程度の個体数が生息していると推察される。

シカ	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
有害	4	3	2	1	0
狩猟	9	11	26	18	12
計	13	14	28	19	12

(県森林動物研究センター「野生動物管理データ集」より)

近隣市町でシカ被害が拡大している状況を鑑みても、今後は生息数の増加が 懸念される。侵入や定着を防ぐため、最大限の捕獲を目指す。

ハクビシン、アナグマ、キツネ、タヌキは、従来は捕獲に取り組んでいなかったため、実績となる数値は存在しない。今後は、主にアライグマ及びヌートリアと同様の捕獲活動に取り組み、ハクビシン等を捕獲した際は適切に処分することで農作物被害防止対策を推進する。

社各自 路	捕獲計画数等			
対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
アライグマ	1, 900頭	1, 950頭	2,000頭	
ヌートリア	250頭	250頭	300頭	
イノシシ	1, 300頭	1, 250頭	1, 300頭	
ニホンジカ	10頭	2 0 頭	3 0 頭	
ハクビシン アナグマ	各5頭	各5頭	各5頭	

- ※上記の対象鳥獣については、計画数にかかわらず最大限の捕獲に取り組む。
- ※イノシシについては令和4年度実績において前年度より減少しており、豚熱感染などの影響の有無も検討しつつ、捕獲圧を維持することで一層の生息数減少を図る。

捕獲等の取組内容

(アライグマ、ヌートリア等)

捕獲には、箱罠を使用する。捕獲活動は年間を通じて行い、繁殖期及びイチゴ・スイカ・トウモロコシ・ブドウなどの収穫期は、特に取組を強化して実施する。

捕獲場所は、農地を原則として、捕獲協力員からの情報をもとに畑や民家、 寺社、空き家、溜池等の生息が確認または予想される場所の近辺にある農地等 で行う。

(イノシシ、ニホンジカ)

捕獲は捕獲用檻及びくくり罠、銃器を使用する。捕獲活動は年間を通じて行うが、銃器による捕獲は11月から3月の農閑期に行う。捕獲場所はアライグマ同様に捕獲協力員からの情報をもとに決定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 —

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整備内容	
刈 多局部	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アライグマ	電気柵等	電気柵等	電気柵等
ヌートリア	L=140,000m	L=120,000m	L=100,000m
イノシシ	(複段張り施工 総延長)	(複段張り施工 総延長)	(複段張り施工 総延長)
イノシシ	金網柵	金網柵	金網柵
ー イ ノ ジ ジ ー ニホンジカ	L= 500m	L=3,000m	L=3,000m
ーハンシカ	H= 2.0m	H= 2.0m	H= 2.0m

(2) その他被害防止に関する取組

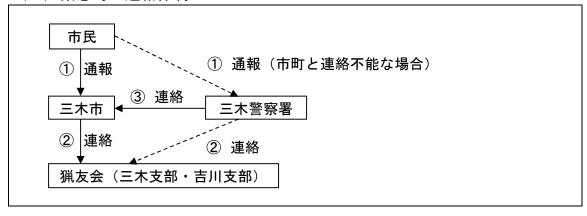
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イ ノ シ シ ニホンジカ	侵入防止柵の点検・管理。 周辺林地の刈り払い。 農地のひこばえの除去等。
令和6年度	イ ノ シ シ ニホンジカ	侵入防止柵の点検・管理。 周辺林地の刈り払い。 農地のひこばえの除去等。
令和7年度	イ ノ シ シ ニホンジカ	侵入防止柵の点検・管理。 周辺林地の刈り払い。 農地のひこばえの除去等。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三 木 市	通報者からの対応及び猟友会へ取次
兵庫県警 三木警察署	通報者からの対応及び猟友会へ取次
(一社)兵庫県猟友会三木支部	捕獲に関する指導及び実施
(一社)兵庫県猟友会美嚢支部	捕獲に関する指導及び実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・アライグマ、ヌートリアについては、炭酸ガスを使用して安楽死させ、その 後、処理施設(火葬場)において焼却処分する。
- ・イノシシ、ニホンジカについては、食用として利用する場合を除き、幼獣については市の火葬場、成獣については委託業者(市外火葬施設)において焼却処分する。
- ・止むを得ない場合は、捕獲現場での埋却処分を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

計画策定時点において、持ち込み可能な受け入れ先施設がなく、食品としての 利活用等の取組は行っていない。冬期は狩猟者が個人として食用に利用してい る場合がある。

今後は他都市の事例を参考にして、捕獲した鳥獣の食肉としての利活用について検討し、事業者からの要望に応じて支援する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	三木市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役 割
三 木 市	協議会の運営全般
(一社)兵庫県猟友会三木支部	捕獲に関する指導及び実施
(一社)兵庫県猟友会吉川支部	捕獲に関する指導及び実施
農会長協議会	各地区内における協力依頼

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県環境部林務課 兵庫県加東農林振興事務所 森林課	捕獲に対する技術的助言 野生動物共生林整備等の森林整備指導、 生息地(森林)管理手法の検討・支援
兵庫県加古川流域土地改良事務所	侵入防止柵の整備に関する助言
兵庫県加西農業改良普及センター	農作物被害の防除に対する技術的助言
兵庫県森林動物研究センター	有害鳥獣の生態等についての情報提供
兵庫県警察三木警察署	有害鳥獣についての情報共有

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年4月、市農林部局職員を中心とした実施隊を編制した。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

_

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

令和4年度現在、県内各地で野生イノシシの豚熱(CSF)への感染が確認されているため、被害防止の取組に際しては消毒等の防疫措置の徹底などに取り組む。